令和8年7月16日

令和　８　年　７　月

能代市農業委員会委員会議

議　事　録

能代市農業委員会

1. 日　　時　　令和８年7月16 日　　午後2時5分

2. 場　　所　　能代市役所新庁舎 会議室9、10

3. 出席委員

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
1	佐々木　英樹	11	渡部　正人
2	舛谷　雅弘	12	工藤 次雄
3	佐々木　力	13	大髙 富子
4	飯坂　　司	14	菊池　　正
5	佐々木 一也	15	伊藤 一美
6	伊藤　隆一	１６	大鐘　正彦
7	大髙 清勝	17	佐々木博子
8	菊地　勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤　敏彦	19	平川 義市
10	袴田　　謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名

5. 事務局出席者

職　　名	氏　　名
事 務 局 長	佐藤 栄一
係 長	水谷　亮
主 査	川崎 武信

６．案　件 議 案 番 号	
２７	農地法第３条の規定による許可申請について
２８	農地転用事業計画変更承認申請について
２９	農用地利用集積等促進計画について
３０	農用地利用集積等促進計画案に対する意見徴収について
３１	能代農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見聴取について
３２	農地法第１８条第１項の規定による許可申請について
報告事項１	農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告事項２	地目変更登記に係る照会に対する回答について
７．会議の概要	
	（開　会）
事　務　局	ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 本日は欠席委員はおりません。 １９名の全員の出席となっています。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。
議　　長	それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。
	（事務局説明）
議　　長	ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。
	（なしの声）
議　　長	ないようですので会議を進めます。
議　　長	次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（異議なしの声）
議　　長	異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号３番　佐々木　力　委員と議席番号４番　飯坂　司　委員の両名にお願いします。
議　　長	それでは、**議案第２７号　農地法第３条の規定による許可申請について**を議題とします。事務局の説明を願います。
事　務　局	１ページをお願いします。 議案第２７号　農地法第３条の規定による許可申請書の提出があったため、承認するため提案します。

	申請内容は、所有権移転が３件で、譲渡人が３人、譲受人が３人。申請土地の面積は、田が１５，２４９㎡、畑が３，８６６㎡です。賃借権設定は、２３件で、賃貸人が２３人、賃借人が５人、申請土地の面積は、田が９１，３１７㎡、畑が５，１９４㎡です。 使用貸借権設定は、２件で、貸人が２人、借人が２人、申請土地の面積は、田が５５，２０７㎡、畑が１，８９７㎡です。 次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。 整理番号１は所有権移転で、申請土地は落合字上大野[redacted]、地目は田で、面積[redacted]、価格[redacted]で、移転事由は経営拡張となっています。 ３ページをお願いします。 整理番号４は、賃借権設定で、申請土地は字腹鞁ノ沢[redacted]、地目は田で、面積[redacted]、１０ａ当たりの賃借料[redacted]、申請事由は経営拡張、期間は４年間となっています。 ７ページをお願いします。 整理番号２７は、使用貸借権設定で、申請土地は竹生字相染道北[redacted]、地目は田が面積[redacted]、畑が面積[redacted]申請事由は後継者への継承、期間は１０年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。
議　　長	それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。
佐々木英樹委員	整理番号２番の所有権移転について、譲受人の住所が秋田市ですが詳細の説明をお願いします。
事　務　局	整理番号２番の所有権移転ですが、譲受人が秋田市在住で飲食店を営んでいます。申請地の地目は畑となっていますが、現況はジュンサイを栽培している沼で、譲受人がジュンサイを栽培し店で使いたいとのことで所有権移転の申請をすることに至った。
佐々木英樹委員	わかりました。
議　　長	他にご質問はありませんか。 （なしの声）
議　　長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第２７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議　　長	次に、**議案第２８号　農地転用事業計画変更承認申請について**を議題とします。事務局の説明を願います。
事 務 局	９ページをお願いします。 議案第２８号　農地転用事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。 農地転用事業計画変更承認申請は、１件１４筆、面積は田が４２，２７２㎡の内[redacted]、畑が２７，３０５㎡の内・・・・・・、合計６９，５７７㎡の内[redacted]です。 １０ページをお願いします。 整理番号１　申請地は浅内字砂山[redacted]、地目は田及び畑、転用面積[redacted]です。 農地転用事業計画変更の内容についてでありますが、本案件は令和７年３月１８日付けで砂運搬路の設置として一時転用の許可をしておりましたが、当初事業計画者がこの度砂採取販売に係る事業について廃止することになり、それを受けて新事業者がこの事業を継承したいとのことで、農地転用事業計画変更承認申請があったものです。新事業者につきましては、法人の履歴全部事項証明書にて「砕石・砂・砂利の販売業」を行っている事業所であることを確認しており、県へ砂利採取業継承届が受理されていること、土地改良区からも事業継承について変更に支障はないとの回答があったことも確認しております。また、事業費につきましても[redacted]で金融機関の残高証明書が添付されております。 なお、当初事業の工事内容及び転用許可期間「令和１０年3月３１日まで」について変更はありません。 説明は以上です。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議　　長	それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。 （なしの声）
議　　長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 **議案第２８号について**、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議　　長	次に、**議案第２９号　農用地利用集積等促進計画案について**を議題とします。 事務局の説明を願います。
事 務 局	１１ページをお願いします。

	議案第２９号　農用地利用集積等促進計画の提出があったため、承認するため提案します。 申出内容は、所有権移転が２件で、譲渡人が２人、譲受人が１人、買受人が２人、申出土地の面積は田が７，５２４㎡、畑が８３６㎡です。利用権設定は２件で、賃貸人が２人、賃借人が１人、転借人が２人、申出土地の面積は田が７，５２４㎡、畑が８３６㎡です。 次のページをお願いします。 整理番号１は、中間管理事業による所有権移転で、申出土地は、浅内字成合[redacted]、地目は田が面積[redacted]、畑が面積[redacted]、価格は[redacted]、事由は経営拡張となっています。 続きまして、整理番号３は中間管理事業による利用権設定で、申出土地は[redacted]、整理番号１と同一です。１０ａ当たりの賃借料は無償、設定事由は経営拡張、期間は売買成立までとなっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。
議　　長	それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、 整理番号２番、４番を先議します。 ３番　佐々木　力　委員は暫時ご退席願います。
	（佐々木委員退席）
議　　長	整理番号２番、４番について何かご質問等はありませんか。
	（なしの声）
議　　長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号２番、４番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	（賛成者挙手）
議　　長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
	（佐々木委員着席）
議　　長	佐々木　力　委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。
議　　長	次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。
	（なしの声）
議　　長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。

	議案第２９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議　　長	次に、**議案第３０号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について**を議題とします。 事務局の説明を願います。
事　務　局	１３ページをお願いします。 議案第３０号　能代市長から農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたので、意見を付すため提案します。 計画内容は、所有権移転が１件で、設定人が１人、設定する土地の面積は田が[redacted]、畑が[redacted]です。権利の設定が２件で、設定人が２人、設定する土地の面積は田が[redacted]、畑が[redacted]です。 次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。 整理番号１は、所有権移転で、設定する土地は久喜沢字太内坂[redacted]、地目は田[redacted]、畑[redacted]、１０ａ当りの価格は田が[redacted]、畑が[redacted]、設定事由は経営拡張となっています。 続きまして、整理番号２は、権利の設定で、設定する土地は整理番号１と同一です。 １０ａ当たりの賃借料は無償、設定事由は経営拡張、設定期間は１年間で売買成立までとなっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。
議　　長	それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。
佐藤敏彦委員	議案第２９号にもありますが、買受人が最終的に農地を買い受けるのになぜ１年間の利用権を設定するのか。
事　務　局	現在、基盤強化法による農地取得は農業公社を通した売買に限られています。農業公社の売買事業では、譲渡人から一旦、農業公社に所有権を移転したのち、買受人に売渡すことになります。所有権を買受人に移転する間は、買受人は農業公社から農地を借りて耕作することになりますが、農地台帳上では権利設定ない状態となるため、無償で１年間の利用権設定をすることにより権利設定ができるためです。
佐藤敏彦委員	わかりました。

議　　長	他にご質問はありませんか。 （なしの声）
議　　長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第３０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議　　長	**次に、議案第３１号　能代農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見聴取について**を議題とします。 事務局の説明を願います。
事　務　局	１７ページをお願いします。 議案第３１号　能代農業振興地域整備計画の一部変更について、能代市長より意見を求められましたので、意見を付すためご提案いたします。 意見を求められたのは、農用地区域からの除外が１件、２筆、面積は田が３，１４４㎡の内[redacted]です。 １８ページをお願いします。 整理番号１、申請土地は竹生字天神[redacted]。地目は田で、面積は[redacted]が７８２㎡の内[redacted]、[redacted]が２，３６２㎡の内[redacted]です。 申請地は[redacted]より南東へ約４００ｍの国道１０１線沿にある農地で、現在は耕作していない田です。 位置図は１９ページです。また、２０ページの土地利用計画図は３月総会の報告時のものです。当案件は、令和８年３月の総会にて許可不要の転用として報告しております。農用地区域からの除外につきましては、許可不要の転用であっても除外の手続きが必要とのことであったことから、先日農業振興課へ申請があり、除外についての意見を求められたものであります。 また、着工につきましては、農用地区域からの除外決定後に行われるとのことです。当案件につきまして、通常農地転用を行う場合は、農振除外決定後に農地転用許可が発布という順番になるのですが、今回の内容は許可不要案件のため、申請の順番が逆になっても問題は無いと県からも回答を得ております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いします。
議　　長	それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。 （なしの声）
議　　長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。

	議案第３１号について、意見なしとして、提出することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成であります。よって、本案は意見なしとして、提出することに決しました。
議　　長	次に、**議案３２号　農地法第１８条第１項の規定による許可申請について**を議題とします。 事務局の説明を願います。
事　務　局	２１ページをお願いします。 議案第３２号　農地法第１８条第１項の規定による許可申請について、意見を付すためご提案いたします。 農地法第１８条第１項の規定による許可の申請は、件数は１件、賃貸人・賃借人ともに１件で、土地の面積は田が[redacted]です。 ２１ページをお願いします。 議案第３２号　農地法第１８条第１項の規定による許可申請について、意見を付すためご提案いたします。 農地法第１８条第１項の規定による許可の申請は、件数は１件、賃貸人・賃借人ともに１件で、土地の面積は田が[redacted]です。 ２２ページをお願いします。 整理番号１番　申請の土地は天内字上野[redacted]。地目は田で、面積[redacted]。解除申請事由は「賃借人の相続人代表が音信不通のため」です。申請地は農地法第３条の許可により、昭和６３年１２月２６日から平成６年１２月２５日までの賃貸借権が設定されており、その後は法定更新によって継続されておりました。この度賃貸借権を解除したいとのことで、農地法第１８条第１項の規定による許可申請があったものです。 申請の経緯ですが、申請地を含む一帯を新たに別の農家が耕作したいとの申し出がありました。申請地の賃貸借権について確認したところ、賃貸人・賃借人ともに死亡。相続登記もされておらず、賃借人に至っては相続人が所在不明のため「農地法第１８条第６項の規定による（合意解約）通知書」を作成することができなかったことから、申請地の相続人代表より許可申請を受理したものです。 なお、この案件につきましては本総会で許可相当と意見を付された後、秋田県農業会議常設審議委員会の諮問に諮られ、承認後に賃貸借権の解除許可となります。 説明は以上です。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議　　長	それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。
佐藤敏彦委員	賃貸人について、申請地以外に農地はないのか。

事　務　局	本申請地以外には、賃貸人には農地はない。
佐藤敏彦委員	わかりました。
議　　長	他にご質問はありませんか。 （なしの声）
議　　長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 **議案第３２号について**、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議　　長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認 することに決しました
議　　長	次に、**報告事項１　農地法第１８条第６項の規定による通知について**を議題とします。事務局の説明を願います。 （説明省略の声）
議　　長	大鐘　正彦　委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議　　長	次に、**報告事項２　地目変更登記に係る照会に対する回答について**を議題とします。事務局の説明を願います。 （説明省略の声）
議　　長	舛谷　雅弘　委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議　　長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議　　長	続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。 ・今後の行事予定について

議　　長	委員のみなさん方から何かありませんか。 （なしの声）
議　　長	ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

	終了　午後２時４０分 議　長 議事録署名委員 ３番 ４番